

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び財務規則（昭和40年九重町規則第2号）第96条の規定に基づき公告する。

令和4年6月23日

九重町長 日 野 康 志

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか九重町電子入札取扱要領（平成19年九総第142号）による。

第 1 競争に付する事項

1	工 事 名	令和4年度 九重文化センター空調設備改修工事
2	工 事 場 所	九重町大字後野上
3	工 期	契約締結の日の翌日から令和5年1月27日
4	工 事 概 要	空調設備工事 一式 電気設備工事 一式 防水層更新工事 一式
5	予 定 価 格	175,571,000 円 (※予定価格×100/110=159,610,000 円)

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の1から12のすべての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

項 目	資 格 要 件 等	
1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札期日までの間のいずれの日にあっても、大分県及び九重町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
3	暴力団関係者の有無	以下の暴力団関係対象者に該当しないこと。 法人、若しくはその代表者（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者を含む。）が次のいずれかに該当する場合 ① 暴力団関係者である場合 ② 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合 ③ 暴力団関係者を使用した場合 ④ 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
4	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
5	倒産手続等の有無	破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

6	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 親会社と子会社の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>② 親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>③ 協同組合等とその構成員(組員)等の関係 協同組合等及び構成員(組員)等のいずれもが、九重町の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>	
7	資格業種	管工事	九重町建設工事請負資格に関する規程に基づく競争入札参加資格審査申請書を提出し、左記の資格業種について競争入札参加資格を有する者とし九重町建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
8	等級	A等級に格付けされている者	格付けについては、令和4年度において大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示による資格認定(格付)による。
9	許可区分	特定建設業の許可を有する者	建設業法第3条第1項第2号
10	総合評定値(P点)	750点以上	総合評定値通知書(有効期間内にある最新のもの)の「管工事」に係る総合評定値(P点)。
11	本店又は支店等の所在地	大分県内	支店等とは、本店より委任を受け、九重町建設工事競争入札参加資格者名簿に委任先として登録されている営業所をいう。
12	配置予定技術者	下記の【配置予定技術者の要件】を全て満たす監理技術者を専任で配置できること	

**【配置予定技術者の要件】**

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす**監理技術者を専任**で配置できること。

(1)	保有する資格等	管工事に必要な建設業法に基づく資格を有する者であること。
(2)	監理技術者資格等	管工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
(3)	雇用関係等	<p>競争入札参加資格証明資料等の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請された際、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。</p> <p>② 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。</p>

### 第3 入札手続き等

#### 1 入札担当部署

担当部局	〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1
	九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ
	電話：0973-76-3800（内線207） F A X：0973-76-2247 eメール：soumu@town.kokonoe.lg.jp

#### 2 本公告の交付期間及び交付方法

(1)	交付期間	自 令和4年6月23日（木）	
		至 令和4年7月14日（木） 17時	
(2)	交付方法	下記によりダウンロードしてください。 ・九重町ホームページ <a href="http://www.town.kokonoe.oita.jp/">http://www.town.kokonoe.oita.jp/</a> ・大分県共同利用型入札情報サービスシステム <a href="http://www.t-elis.pref.oita.jp/hp/">http://www.t-elis.pref.oita.jp/hp/</a>	

#### 3 設計図書等の閲覧

(1)	閲覧期間	自 令和4年6月24日（金） 9時	
		至 令和4年7月14日（木） 17時	
(2)	場 所	電子閲覧	
(3)	その他	設計図書等の閲覧資料は電子入札システムよりダウンロードしてください。 <u>(必須です)</u>	

#### 4 公告等に対する質問

(1)	受付期間	自 令和4年6月24日（金） 9時	※土日祝日等の休日 を除く
		至 令和4年7月 7日（木） 17時	
(2)	提 出 先	九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ	
(3)	提出方法	公告等に質問がある場合は、(1)の期間内に(2)の提出先へ書面による質問書 (様式任意)を持参又はメール、F A Xにて提出すること。口頭では受け付け ません。	

#### 5 上記4の質問に対する回答（下記のとおり閲覧に供する。）

(1)	回 答	質問書の提出を受けた日から起算して3日以内（土日祝日等の休日を除く）	
(2)	閲覧期間	自 (1)の回答をした日	
		至 令和4年7月14日（木） 17時	
(3)	閲覧場所	九重町ホームページ	

#### 6 競争入札参加資格証明資料等の提出

入札に参加する者は、下記のとおり競争入札参加資格証明資料等を提出すること。なお、提出様式及び作成方法等は「第5 競争入札参加資格証明資料等の作成について」を参照のこと。

(1)	提出期間	自 令和4年6月24日（金） 9時	
		至 令和4年7月11日（月） 17時	
(2)	提 出 先	九重町役場 総務課 契約検査・管財グループ	
(3)	提出方法	電子入札システムにより提出すること（※提出は、PDFファイル形式で保存されたものに限る）。	

#### 7 入札書の提出

(1)	提出期間	自 令和4年7月12日（火） 9時	
		至 令和4年7月14日（木） 17時	
(2)	提出方法	電子入札システムにより提出すること。	
(3)	そ の 他	「入札にあたっての注意事項」に留意すること。	

## 8 入札金額内訳書の提出

入札に際し、入札価格に合致した入札金額内訳書を提出すること。

(1)	提出期間	自 令和4年7月12日(火) 9時
		至 令和4年7月14日(木) 17時
(2)	提出方法	電子入札システムにより提出すること(※提出は、PDFファイル形式で保存されたものに限る)。
(3)	その他	「入札にあたっての注意事項」に留意すること。

## 9 開札

(1)	予定日時	令和4年7月15日(金) 9時
(2)	場 所	九重町役場 総務課
(3)	その他	開札の立会は九重町電子入札取扱要領による。

## 第4 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記の○印を付した項目を適用する。

項 目		適用	備 考
1	最低制限価格		
2	低入札価格調査基準価格(失格基準有り)	○	<p>本案件において、落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合(入札価格が失格基準を下回る入札を除く)は、落札者の決定に当たり、九重町低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。</p> <p>なお、当該入札を行った者に低入札価格調査の実施について通知を行うので、当該通知書に記載された提出期限までに低入札価格調査に係る資料を作成し提出すること。</p> <p>提出期限内に資料が提出されない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当するものと判断する。</p> <p>※詳細は、「低入札価格調査制度について〔低/別記1〕」及び「低入札価格調査の資料の作成について〔低/別記2〕」を参照。</p>

## 第5 競争入札参加資格証明資料等の作成について

「第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に留意のうえ、競争入札参加資格証明資料等を次のとおり作成すること。なお、作成に当たっては、次の表によるほか、別添「競争入札参加資格証明資料等作成における注意事項」を参照すること。

証明事項等		提出様式	添付資料
1	競争入札参加資格証明資料等の提出について	様式1	—
2	競争入札参加資格確認申請書	様式2	—
3	企業に対する競争入札参加資格等	様式3	・直近の総合評定値通知書の写し
	総合評定値(P点)		
4	配置予定技術者に対する競争入札参加資格等	様式3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免許等の写し</li> <li>・監理技術者資格者証の写し</li> <li>・監理技術者講習修了証の写し</li> <li>・健康保険被保険者証の写し等</li> </ul>
	(1) 保有する資格等		
	(2) 監理技術者資格等		
	(3) 雇用関係等		

※1 添付資料は、上記のほか、競争入札参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 上記の提出様式を提出しない場合(未記入及び様式が異なる場合を含む)は、競争入札参加資格がないものとみなし、

入札を無効とする。

※3 提出された資料で競争入札参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4 提出するファイルの保存形式はPDF形式に限るものとする。

※5 提出された資料等は競争入札参加資格の確認以外に使用しない。

## 第6 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第7の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土日祝日等の休日を除く)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、説明の請求は書面(任意様式)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	上記1の書面を提出した者に対しては、請負工事の入札参加者指定審議会の議を経たうえで書面により回答する。 なお、回答は上記1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土日祝日等の休日を除く)に行うものとする。

## 第7 その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	(1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 契約金額の100分の10以上 ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 ※仮契約を締結した工事については、議会の議決後7日以内に履行保証を提出すること。
2	開札の立会い	開札の立成いは、九重町電子入札取扱要領による。
3	事後審査及び落札者の決定方法	(1) 開札後、落札者の決定を保留し、提出された証明資料等により入札者の参加資格を確認したうえで落札者の決定を行う。 (2) 参加資格の確認は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)について行い、競争参加資格を満たしていると確認した場合は、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合は、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者うち、最低の価格をもって申し込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とする。なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。 (3) 上記(2)において、最低価格入札者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合(入札価格が失格基準を下回る入札を除く)には、低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査を行うものとする。この場合において、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っている場合(入札価格が失格基準を下回る入札を除く)は、同様に低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、次順位者を落札者とせず、順に同様の手続を行う。 (4) 落札者となるべき最低価格入札者若しくは次順位者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。 (5) 上記(2)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については無効とし、その結果を通知する。 (6) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して3日(土日祝日等の休日を除く)以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者

		<p>が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りではない。</p> <p>(7) 落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に通知するとともに、当該入札結果を公表する。</p>
4	入札の無効等	<p>(1) 公告に示す競争参加資格のない者のした入札、証明資料等に虚偽の記載をした者のした入札、予定価格を超える金額で入札した者の入札、失格基準を下回る金額で入札した者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。</p> <p>(2) この入札に関し談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の①から④のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。</p> <p>①落札予定金額又は落札率が入札結果と一致している場合  ②すべての入札参加者が入札結果と一致している場合  ③入札結果と落札予定金額（落札率）との差が僅少で、入札結果又は内訳書に不自然な事実がある場合  ④その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合</p>
5	再苦情の申立て	<p>第6の2の通知（回答）を受けた者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。</p>
6	その他	<p>(1) 本工事の請負契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する町議会の議決事項であり、落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となるものである。</p> <p>(2) 証明資料等に虚偽の記載をした場合は、九重町指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、ウの要件のうち、第2の12に定める配置予定技術者の要件を満たさなくなった場合は、別添「競争入札参加資格証明資料等作成における注意事項」4の「(4)複数の技術者を記載する場合等の注意事項」により取り扱うものとする。</p> <p>ア 九重町指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。  イ 大分県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。  ウ 入札公告に掲げる参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が(3)のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。</p> <p>(5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(3)又は(4)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(6) 最低価格入札者、落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に(3)のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。  また、(3)、(4)及び(5)による入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約（仮契約を含む。）の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。</p> <p>(7) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p>

【別添】

競争入札参加資格証明資料等作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	競争入札参加資格証明資料等の提出について	様式 1	当該様式が添付されていない場合は、競争入札参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者（受任者）印を押印すること。
2	競争入札参加資格確認申請書	様式 2	
企業に対する競争入札参加資格等			
3	総合評定値（P点）	様式 3	第2の10に掲げる競争入札参加資格が確認できるよう、経営事項審査における総合評定値通知書（有効期間内にある最新のもの）の写しを添付すること。
配置予定技術者に対する競争入札参加資格等			
4	(1) 保有する資格等	様式 3	第2の12【配置予定技術者の要件】(1)に掲げる競争入札参加資格に該当する資格等について記載すること。 記載事項について、参加資格が確認できるよう、免許等の写し等を添付すること。 提出された資料により参加資格が確認できない場合は入札を無効として取り扱う。
	(2) 監理技術者資格等		第2の12【配置予定技術者の要件】(2)に掲げる競争入札参加資格に該当する資格等について記載すること。 記載事項について、参加資格が確認できるよう、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。 提出された資料により参加資格が確認できない場合は、入札を無効として取り扱う。
	(3) 雇用関係等		第2の12【配置予定技術者の要件】(3)に掲げる競争入札参加資格について記載すること。 記載事項について、参加資格が確認できるよう、健康保険被保険者証の写し等を添付すること。 なお、提出された資料により参加資格が確認できない場合は、入札を無効として取り扱う。 ※「配置予定技術者の3ヶ月未満の雇用について」において、「該当する」を選択した場合は、3ヶ月未満の配置予定技術者のみを記載すること。3ヶ月未満の配置予定技術者と3ヶ月以上の配置予定技術者をあわせて記載している場合は、参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。
	(4) 複数の技術者を記載する場合等の注意事項		①配置予定の技術者として複数の技術者を記載する場合 公告第2の12に掲げる要件を満たしていない（満たしていることが確認できない場合を含む）技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとする。なお、記載した技術者の全てが配置予定技術者として認められない場合は、参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。 ②同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに、発注者にその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること（開札後の書面提出は受け付けない）。なお、この場合の入札は無

			効扱いとする。 また、前記書面を提出することなく、落札（候補）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く）は、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う。
--	--	--	--

※本案件に係る競争入札参加資格の確認は、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。



令和 年 月 日

## 競争入札参加資格証明資料等の提出について

九重町長 日 野 康 志 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑩

(電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

令和4年6月23日付けで公告のあった「令和4年度 九重文化センター空調設備改修工事」に係る競争入札参加資格証明資料等を下記のとおり提出します。

なお、資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

証 明 事 項 等		提出様式	添 付 資 料
1	競争入札参加資格確認申請書	<input type="checkbox"/> 様式2	
<b>企業に対する競争入札参加資格等</b>			
2	総合評定値 (P点)	<input type="checkbox"/> 様式3	<input type="checkbox"/> 直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>配置予定技術者に対する競争入札参加資格等</b>			
3	(1) 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 様式3	<input type="checkbox"/> 免許等の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(2) 監理技術者資格等	<input type="checkbox"/> 様式3	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証の写し <input type="checkbox"/> 監理技術者講習修了証の写し
	(3) 雇用関係等	<input type="checkbox"/> 様式3	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証の写し等 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※提出する様式名及び添付資料について□に✓(又は■)を記入すること。

※「その他」の場合は、( )内に資料名称等についても記入すること。

令和 年 月 日

## 競争入札参加資格確認申請書

九重町長 日 野 康 志 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

令和 4 年 6 月 23 日付けで公告のあった「令和 4 年度 九重文化センター空調設備改修工事」に係る競争入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告 第 2 の 1、3、4、5 に掲げる資格要件を満たすことを誓約します。

### 記

項 目	内 容
対象工事に係る工事の種類について、令和 4 年度大分県による等級の格付け又は資格の認定状況	管工事 A 等級 特定建設業許可

## 企業及び配置予定技術者に対する競争入札参加資格等

商号又は名称：\_\_\_\_\_

### ■企業に対する競争入札参加資格等

第2の10に掲げる競争入札参加資格について、経営事項審査に係る総合評定値通知書（有効期間内にある最新のもの）の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

通知年月日：（令和 年 月 日）

審査基準日：（令和 年 月 日）

※参加資格が確認できるよう、総合評定値通知書の写しを添付すること。

### ■配置予定技術者に対する競争入札参加資格等

第2の12【配置予定技術者の要件】に掲げる競争入札参加資格に該当する資格等について記載すること。

配置予定技術者	監理技術者		氏名	生年 月日	年 月 日		
			雇用年月日	年 月 日			
法令等による資格・免許	資格・免許	名称		取得年		登録番号	
		名称		取得年		登録番号	
		名称		取得年		登録番号	
	監理技術者資格者証		取得年		登録番号		
	監理技術者講習		講習修了年月日		年 月 日		
配置予定技術者の3ヶ月未満の雇用について ※該当する場合は□に✓ (又は■)を記入	<p>①新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請された際に、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合に      □該当する      □該当しない</p> <p>②配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合に      □該当する      □該当しない</p>						

※参加資格が確認できるよう、免許等の写し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し、健康保険被保険者証の写し等を添付すること。

## 入札にあたっての注意事項

- 1 入札に際して、入札書記載金額に合致した入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出すること。電子入札システムより内訳書様式をダウンロードして作成し、電子入札システムにより提出すること（提出は、PDFファイル形式で保存されたものに限る）。なお、内訳書を提出しない者のした入札は無効とする。また、落札候補者の内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、当該落札候補者の入札を無効として取り扱うものとする。
  - ① 内訳書の全部又は一部が未提出の場合
  - ② 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格が一致しない場合
  - ③ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と内訳書の工事価格が一致しない場合
  - ④ 値引き、減額の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものは除く）
  - ⑤ その他重大な不備がある場合※原則として、落札候補者の内訳書の内容を審査するものとする。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 入札者としての資格のない者のした入札
  - (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
  - (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
  - (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
  - (7) 郵送による入札
  - (8) 電子入札にあっては、契約担当者が指定する認証方法を用いない者のした入札
  - (9) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
  - (10) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者のした入札
  - (11) 予定価格を超える金額又は失格基準を下回る金額で入札した者の入札
  - (12) 内訳書の記載内容に不備がある者のした入札
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は、入札書の提出に至るまではいつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

## その他 注意事項

### 1. 低入札価格調査基準価格の算定方法について

(1) の割合を算定後、(2) により低入札価格調査基準価格を算定する。

#### (1) 割合の算定

##### ●割合の算定式

- ①直接工事費の額に 97% を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に 90% を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に 90% を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に 68% を乗じて得た額

$$\text{割合} = \frac{\text{①②③④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額}}{\text{設計額 (消費税及び地方消費税を含む)}}$$

※割合の計算結果は少数第 3 位を四捨五入し、少数第 2 位までとする。

※共通仮設費積上分は、直接工事費を含む

##### ●割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{割合} \leq 9.2/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限値 (7.5/10) に満たない場合は 7.5/10 とし、上限値 (9.2/10) を超える場合は 9.2/10 とする。

#### (2) 低入札価格調査基準価格の算定

##### ●低入札価格調査基準価格 (税抜) の算定式

$$\text{低入札価格調査基準価格 (税抜)} = \text{予定価格 (税抜)} \times \text{制限割合}$$

※計算の結果、1 万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、1 万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の 7.5/10 に満たない場合はこの限りでない。

### 2. 低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

##### ●失格基準 (税抜) の算定式

$$\text{失格基準 (税抜)} = \text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 74\%$$

※計算の結果、1 万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。

※その他経費とは、共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額。

※共通仮設費積上分は、直接工事費を含む。

## 低入札価格調査制度について

### ◎本案件は、低入札価格調査の対象工事です。

低入札価格調査制度は、低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で落札者の決定を行うものです。

- (1) あらかじめ、基準価格及び失格基準を定めて入札を行います。
- (2) 最低価格入札者が、基準価格を下回る入札を行った場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を行います。
- (3) 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。

### ◎入札に際しては、特に次の事項に注意してください。

- (1) 調査の対象となった場合には、発注者から「低入札価格調査の実施について」の通知を行います。調査対象者は、当該通知書に記載した提出期限までに、別に定める様式により所定の事項について資料を作成・提出し、速やかに事情聴取を受けることとなります。
- (2) 調査に当たって、事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、また、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断することがあります。
- (3) 入札書記載金額が、設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合算額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を下回る入札（失格基準を下回る入札）は失格とします。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87 %	共通仮設費積上分を含む。
その他経費	74 %	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額

- (4) 次の場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断されます。
  - ・実際の施工に当たって、当該入札額により施工ができないもの（本社経費等）を充当する場合など。
  - ・提出された「入札金額内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書（見積参考資料）に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合。
  - ・下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定（不当に低い請負代金の禁止）に違反しない旨の説明がない場合等。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事について基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が大阪府または九重町が発注した工事で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することを求めるものとします。
  - イ. 65点未満の工事成績評定を通知された者。
  - ロ. 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約に基づいて修補（軽微な手直し等は除く）又は損害賠償を請求された者。
  - ハ. 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
  - ニ. 自らの責に帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延された者。
- (6) 契約締結の日から工事目的物引渡し後1年を経過するまでの間、必要に応じて低入札価格調査において提出された資料及び説明（下請契約、資材購入契約の履行状況等を含む。以下「低入札価格調査の説明等」という。）に即して施工しているかについて調査を行う。なお、この調査の結果、正当な理由なく、低入札価格調査の説明等と異なっていた場合又はこの調査に協力しない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」旨の通知を行うものとする。
- (7) 低入札価格調査を受けて契約を締結した者は、低入札価格調査の説明に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明に即して施工した旨の報告書を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を1年間保存すること（全ての下請契約についても把握し、元請の責任において指導すること。）。なお、報告書を提出しない場合、書類等を保存していない場合及び書類等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」ものとみなす。

〔低／別記 2〕

## 低入札価格調査の資料の作成について

本件入札において、最低価格入札者（過去 1 年間に「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準を下回る入札により失格となる場合は次順位者とする。）が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、低入札価格調査を実施します。発注者から調査対象者に「低入札価格調査の実施について」の通知を行うので、通知書に記載された提出期限までに資料を作成、提出してください。また、作成に当たっては、注意事項に十分留意してください。

### 記

#### 1 事情聴取について

〔日時・場所〕 発注者から別途通知します。

〔出席者〕 本件契約の責任者及び入札価格の内訳明細、根拠資料等について説明できる者

#### 2 資料の作成、提出について

別紙「入札価格の根拠資料について」のとおり、入札価格により施工できる理由を示す資料を作成し、上記 1 の通知書に記載された提出期限までに提出してください。なお、事情聴取の際は、提出資料の根拠となる資料を持参してください。

##### (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳

- |           |          |
|-----------|----------|
| ① 入札価格理由書 | 低／様式 1   |
| ② 入札金額内訳書 | 低／様式 2-1 |
| ③ 間接経費内訳書 | 低／様式 2-2 |

##### (2) その価格により施工ができる特別の事由（該当があるものについて作成すること。）

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 対象工事の場所の付近における手持工事の状況          | 低／様式 3-1 |
| ② 対象工事に関連する手持工事の状況               | 低／様式 3-2 |
| ③ 入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連） | 低／様式 3-3 |
| ④ 手持資材の状況                        | 低／様式 3-4 |
| ⑤ 資材購入先及び購入先と入札者との関係             | 低／様式 3-5 |
| ⑥ 手持機械の状況                        | 低／様式 3-6 |
| (3) 労務者の具体的供給見通し                 | 低／様式 4   |
| (4) 過去 5 年間に施工した公共工事及び発注者        | 低／様式 5   |
| (5) 施工体系図（任意様式）                  |          |

#### 3 注意事項

期限内に提出資料が整わない場合や事情聴取に応じない場合は、契約締結の意思がないものと判断し、失格とします。本調査に当たって、事実に相違した内容の資料の提出や説明を行った場合、また、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断します。施工時において、本調査の説明や資料に反し、賃金・下請代金等の未払（支払遅延）があった場合、その他契約条件等に重大な違反があった場合、及び当該工事の施工において、指名停止又は文書警告を受けた場合（事故、履行遅延、契約解除等を含む。）、65 点未満の工事成績評定を受けた場合、若しくは、建設業法等の法令違反があった場合は、低入札価格調査委員会へ報告します。審査の結果、低入札価格調査の説明と異なっていると認めた場合は、その旨の通知を受けた日以後 1 年間の低入札価格調査基準価格未満の応札は認めないものとします。

低入札価格調査を受けて契約を締結した者は、低入札価格調査の説明等に即して施工し、工事完成時に、低入札価格調査の説明等に即して施工した旨の報告書〔低／様式 6〕を提出するとともに、その事実が確認できる資料等を目的物引渡の日から 1 年間保存してください（※全ての下請契約についても把握し、元請の責任において指導してください。）。なお、報告書を提出しない場合、資料等を保存していない場合及び資料等でその事実が確認できない場合は、「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」ものとみなします。

(別紙)

## 入札価格の根拠資料について

様式	提出書類	根拠となる資料の具体例
低/様式1	入札価格理由書	
低/様式2-1	入札金額内訳書	単価根拠資料(下請見積等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
低/様式2-2	間接経費内訳書	各項目の算出根拠資料(見積・過去実績等) ※下請見積書は、法定福利費相当額を明示したものに限る。
低/様式3-1	対象工事の場所の付近における手持工事の状況	間接経費等の節減が可能となる工事 (CORINS 工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
低/様式3-2	対象工事に関連する手持工事の状況	同種工事等で使用機材等が重複するなど、コスト節減が可能となる工事(CORINS 工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
低/様式3-3	入札者の事業所、倉庫等の状況(対象工事の場所との地理的関連)	地図
低/様式3-4	手持資材の状況	施工で使用する資材の購入伝票、保管写真等
低/様式3-5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	資材業者からの見積書、購入伝票等
低/様式3-6	手持機械の状況	施工で使用する重機の車検証の写し等
低/様式4	労務者の具体的供給見通し	技術者、労務者の健康保険証の写し等
低/様式5	過去5年間に施工した公共工事及び発注者	国(九州地方整備局)、大分県及び大分県内市町村発注の同種工事(CORINS 工事カルテ等の根拠資料は提出不要)
任意様式	施工体系図	全ての下請業者を含む体系図

※低/様式3-1、低/様式3-2、低/様式5で記載する対象工事の確認資料(CORINS 工事カルテ等)は提出不要ですが、内容確認する場合がありますので、事情聴取時に持参してください。



## 入 札 価 格 理 由 書

九重町長 日 野 康 志 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

本件工事に係る入札価格理由書及び関係資料を次のとおり提出します。

なお、当該理由書及び資料の記載事項については、事実と相違ないこと並びに工事の施工（すべての下請契約を含む。）に当たっては、調査基準価格を下回る金額であっても、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る町の規定等を遵守するとともに、安全かつ、低入札価格調査の説明どおり適正に施工することを誓約します。

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 金 額	
入札額決定理由	





[低/様式3-1]

対象工事の場所の付近における手持ち工事の状況

商号又は名称

発注者名	工事名	工 期	契 約 金 額	備 考
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	

[低/様式3-2]

対象工事に関連する手持ち工事の状況

商号又は名称

発注者名	工事名	工 期	契 約 金 額	備 考
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	

[低/様式3-3]

入札者の事業所、倉庫等の状況（対象工事の場所との地理的関連）

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 事業所の所在地
- 2 資材置場の所在地
- 3 施 工 場 所
- 4 事業所・資材置場と施工場所の距離

事業所・資材置場と施工場所の距離が確認できる図面（延長、位置等を記載すること）

詳細図

[低/様式3-4]

手持資材の状況

商号又は名称

品名	規格・型式	数量	単位	備考

[低/様式3-5]

資材購入先及び購入先と入札者との関係

商号又は名称

品名	数量	購入先	
		業者名	所在地

(注) 業者名の下欄に、資材購入先と入札者との関係を記載すること。

例：関連会社、協力会社、下請会社等



[低/様式3-6]

手持機械の状況

商号又は名称

機械名称 (購入年)	能力	数量	単位	備考 (メーカー名等)

[低/様式4]

労務者の具体的供給見通し

商号又は名称

工 種	職 種	員 数	備 考
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	
		人/日 日 間	

[低/様式5]

過去5年間に施工した公共工事及び発注者

商号又は名称

発注者名	工事名	工 期	契 約 金 額	備 考
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	
		自) 年 月 日 至) 年 月 日	円	

令和 年 月 日

## 低入札価格調査対象工事における適正な施工に係る報告書

九重町長 日 野 康 志 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

⑩

令和 年 月 日付けで契約締結した下記工事については、元請からすべての下請に至るまで、建設業法等の法令、契約条件及び建設工事に係る九重町の規定等を遵守し、安全かつ低入札価格調査の説明どおり適正に施工したことを報告するとともに、今後の支払等についても適正に処理することを誓約します。

また、その事実を証明するための書類等については、工事目的物引渡しの日から1年間保存し、貴職からの求めに応じ、速やかに提出（掲示）及び説明します。

なお、当該書類等を保存していない場合、提出（掲示）又は説明できない場合は、「低入札価格調査の説明と異なる施工を行った」と認定されても異議ありません。

記

【工 事 名】

【工事場所】